

議第 23 号

呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の
制定について

呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(呉市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）の一部を次のように改正
する。

第 9 条第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条第
4 項に規定する行政執行法人」に改める。

第 11 条第 1 項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は開示請求に
係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行
政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に、「不服申立て」を「審査請求」
に改め、「又は決定」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改
め、同項第 2 号中「不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部
を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第 11 条の 3 において同じ。）を取
り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を容認し、当該審査
請求」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「不服申立て」を「審査
請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に
次の 1 項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は適用しな
い。

第 11 条の 2 中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査
請求」に改める。

第 11 条の 3 の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は
決定」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に、「意志」を「意思」に改める。

第 12 条第 5 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(呉市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 呉市個人情報保護条例（平成 19 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように
改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 13 条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人」を「第 2 条
第 4 項に規定する行政執行法人」に改める。

第 32 条第 1 項第 1 号カ中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

「第 4 節 不服申立て」を「第 4 節 審査請求」に改める。

第 37 条第 1 項中「又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和 37 年
法律第 160 号）」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しく
は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について行政不服
審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、

「又は決定」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 審査請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 審査請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

第37条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

第38条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」に改め、「又は決定」を削る。

第40条第1項中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

第41条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第43条中「開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）」を「開示請求等」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市情報公開条例第9条第2号ウの改正規定及び第2条中呉市個人情報保護条例第13条第3号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の呉市情報公開条例及び呉市個人情報保護条例は、平成28年4月1日以後にされるこれらの条例に基づく処分又は同日以後にされる申請に係る行政庁の不作为について適用する。

（提案理由）

行政不服審査法の全部改正等に伴い、情報公開及び個人情報保護に係る審査請求の特例についての規定の整備等をするため、この条例案を提出する。